



国際ヘルスケア認証委員会による一貫した製品基準の認証



CICHPとは？

国際的なヘルスケア製品の未来を守るため

昨今、ヘルスケア業界の中でも、医療機器や医薬品とは異なり、健康機器や健康食品は明確な評価基準が少なく、ICHPマークのような第三者機関による消費者の立場に立った総合的な評価制度の存在は、ヘルスケア製品のメーカー、販売会社にとってなくてはならないものと認識しております。

認証を受けた製品が世に出ることで、消費者は安心してそれを使用することが可能になります。

CICHPが認証する内容

CICHPでは、認証マークを授与するにあたり、製品を製品ごとの固有の基準に基づいて評価することが求められています。

製品固有の性質や、消費者への情報伝達といった点も非常に重要であり、専門審査員は、健康強調表示、使いやすさ、表示、パッケージおよび革新性などの面から製品を評価します。

どのポイントで認証を行うかは、製品によって異なります。


ICHPマークとは？

製品の独自基準による総合評価

ICHPマークとは、国際ヘルスケア製品認証委員会CICHP（The Committee for International Certification of Healthcare Products）が医療機器/医薬品/健康機器/健康食品を始めとしたヘルスケア関連製品を科学的かつ法規重視の独自の評価基準で審査し、当機関が認証した製品のみ与えられるマークの事です。

医療・健康市場といっても多くの異なる分野が混在しているため、CICHPは、製品同士を比較することはありません。医療従事者を始め、様々な専門審査員から成る当委員会が、各製品固有の特性を考慮に入れ、独自の判断基準に沿って製品評価を行います。





マークを取得すると？

商品認知度の向上

専門的や多くの経験を持つ審査員によって認証されたこのマークを使用することで、絶対的な信頼を獲得することができ、消費者の購買意欲の向上に繋がります。

国際的な販売促進ツール

製品に認証マークを付与することで、貴社の業界での競争力の向上に寄与します。また、認証を受けた製品は当委員会独自のマーケティングサポートを受けることができます。

確固たる商品である証明

CICHPからの認証を得て、マークを使用することで、「商品ごとの固有基準（パッケージに記載）のみにおいては、消費者が安心して使用できる商品であると、CICHPが認めたものである」と証明することができます。

商品に関するデータ集積

マークを取得し、販売する商品のうち、希望する商品は関連機関の協力のもと、商品使用における臨床データを集積することができます。

評価

認証マーク

商品ごとに独自評価基準を設け、それに基づき評価し、一定の評価が出た製品にのみ授与されます。





販売促進

認証を受ける

認証マークはCICHPが発行する認証証明書なくして使用することはできず、認証を受けた製品は以降必ず認証マークをパッケージに記載する必要があります。

これにより認証マークが付与された貴社の製品は、多くの製品の中で、CICHPが設定するある基準においては消費者が安心して購入できるものであると示すことができます。

販売促進活動

「消費者が安心して使用することのできる優れた製品こそが世に広まるべきである」という考えのもと、認証を受けた製品は販売促進のためのマーケティング支援を受けることができます。

申請

申請期限

月

受付締切日

1 月
4 月
7 月
10 月

第4木曜日 17時まで

※締切日時点で申請を受理した製品について、審査を開始します。
※締切日を過ぎた時点での申請は次の締切日時点での受理とみなします。

問合せ

審査申請にかかるお問い合わせはこちら

ICHP認証審査窓口

TEL : 078-806-0261 FAX : 078-806-0262

E-mail : alto@kobeima.org

参加方法

問合せ・申請相談



申請許可

申請書類等準備



マーク利用開始



マーク使用契約



参加方法

商品サンプル・申請書類一式の送付



審査申請受理報告

申請書類確認



審査費用振込

結果通知



審査





倫理的観点

消費者保護

消費者保護については各国の関連省庁の管轄であり、CICHPの責務ではありません。しかし私たちは、製造者が科学的データに裏付けされた適切かつ十分な情報を消費者に提供することで消費者と向かい合うことを奨励しています。消費者は、製品ラベルやパッケージに表示されている情報を信じるため、表示される情報は合法かつ信頼できる、正確な情報でなければなりません。

法令順守

表示や使用説明に関して審査する際、原則、日本の厚生労働省の規定に基づいて審査します。尚、日本の厚生労働省の規定は、アメリカの食品医薬品局の規定など諸外国の規定にも十分対応できるものと認識していますが、例外の製品については、製品販売国の法令に基づいて審査する可能性もあります。